

チーム学校と学校図書館

Team Schools and School Libraries

Tomoharu Ando

安藤友張

大学図書館学課程教授

和文抄録：

本稿では、文部科学省の教育政策用語としての「チーム学校（チームとしての学校）」を検討する。「チーム学校」をめぐる議論の主な論点の整理を行い、日本の学校における多種多様な専門職による協働・連携の可能性を検討する。「チーム学校」との関連において、学校図書館に求められる新たな役割やその可能性についても考察する。

英文抄録：

The purpose of this paper is to examine “team schools (school as a team)” as an education policy terminology of the Education, Culture, Sports, Science and Technology Ministry. This article considers the main points of “team schools” at issue. This study focuses on the possibilities of the collaboration of various professions in Japanese schools. It is argued that we should explore the new roles and possibilities of school libraries in relation to “team schools”.

キーワード：チーム学校、学校図書館、専門職、協働、学校司書、スクールカウンセラー

Keywords： Team School, School Library, Profession, Collaboration, School Librarian, School Counselor

1 はじめに

近年の文部科学省の初等・中等教育政策の動向を知るための主なキーワードとして、「チーム学校（チームとしての学校）」がある。2015年12月に中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」が出され、「チーム学校（チームとしての学校）」をめぐる議論が活発化し、「アクティブ・ラーニング」と共に、文部科学省の教育政策用語として人口に膾炙されるようになった。2017年3月、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下、義務教育標準定数法改正)」が国会で可決・成立したが、これは「チーム学校(チームとしての学校)」を推進するための立法措置の一環である。

本稿では、以上のような最近の文部科学省の政策動向をふまえ、「チーム学校(チームとしての学校)」の概念、及びそれをめぐる議論の論点整理を行う。日本の初等・中等教育段階の学校における多種多様な専門職¹⁾による協働・連携の可能性を検討する。主として公立学校を考察の対象とする。

「チーム学校(チームとしての学校)」に関しては、教育学の分野を中心として数多くの論文があり、レビュー論文もある²⁾。隣接領域の心理学の分野でも当該テーマに関するレビュー論文³⁾があり、学際的な研究テーマとなっている。特に、臨床心理学・教育心理学の分野では、スクールカウンセラーと教員との協働の在り方に関する事例研究・理論研究の蓄積がある。ひるがえって、図書館情報学の分野では、川瀬らのグループによる最近の研究がある⁴⁾。しかし、川瀬らの研究は、「情報化」という視点から、学校図書館をめぐる各種の教育政策(施策)と「チーム学校(チームとしての学校)」を検討する内容になっている。「チーム学校(チームとしての学校)」を推進させるための関連法規の改正内容、多種多様な専門職の協働・連携という「チーム学校(チームとしての学校)」の基本理念などをふまえた考察が不十分である。

本稿では、教育学・心理学などの分野における先行研究で明らかにされた主な論点や知見をふまえながら、学校司書やスクールカウンセラーを主たる対象として考察する⁵⁾。さらに、「チーム学校(チームとしての学校)」の考え方をふまえ、学校図書館に求められる新たな役割やその可能性を検討する。

なお、「チーム学校」という教育政策用語であるが、中央教育審議会答申の文書のタイトルでは「チームとしての学校」となっている。しかし、国会会議録を見ると、「チーム学校」と表現する場合もあり、文部科学省の各種公式文書でも「チーム学校」という表記も見られるなど、混在している。同省による統一表記は存在していないと考えられる。本稿では、「チーム学校」は「チームとしての学校」の同義語であると判断する⁶⁾。従って、以下、原則として便宜的に「チーム学校」という用語表記を使用する。ただし、引用に際して、原文(出典元)が「チームとしての学校」の場合、そのままの表記を用いる。

2 「チーム学校」とは何か

「チーム学校」という概念(用語)について説明する前に、わが国における教育政策用語として登場した背景について言及する。

日本の初等・中等教育学校の教員の多くは、日々の慢性的な長時間労働という過酷な労働環境下におかれている。2013年、日本をはじめ34ヶ国を対象に、OECD(経済協力開発機構)が実施した「国際教員指導環境調査(TALIS: Teaching and Learning International Survey)」の結果によれば、日本の中学校教員の1週間あたりの労働時間は53.9時間となっている⁷⁾。調査参加国の平均労働時間が週38.3時間であり、平均を大きく上回る結果であると同時に、この調査で

は参加国の中で突出した最も長い労働時間となった。この問題について、2014年10月の衆議院文部科学委員会において取りあげられ、下村博文文部科学大臣（当時）は以下のように答弁した。

「本年（引用者注 2014年）6月に公表されました TALIS では、我が国の中学校における教員の1週間あたりの勤務時間は約54時間と参加国中最長であり、授業以外の諸活動に従事する時間が参加国中平均よりも長いことが明らかになりました。また、我が国の教員は他国と比べて、みずからの指導について自信が低く、特に生徒の主体的な学びを引き出すことに対して自信が持てないという結果でありました（中略）。チーム学校という形で、学校の教員が生徒と向き合う時間をできるだけとれるような、そういうサポート体制を来年度からしっかり取り組んでまいりたいと考えております」⁸⁾。

TALIS の調査結果や文部科学大臣の国会答弁からわかるように、日本の中学校教員は、部活動指導などの授業以外の業務に追われている。中学校に限らず、日本の教員世界では、「献身的な専門職的教師像に基づいて、当面の損得勘定を抜きにして、考えるよりも先に体が動くような感覚で自らの生活をなげうって実践に従事」⁹⁾ という職業観が美徳とされがちであった。法に基づく教員の労働者性は尊重されなければならない。日本の学校現場において、多くの教員は疲弊し、子どもの主体的な学び、即ちアクティブ・ラーニングを引き出す自信や時間的ゆとりなどを持てない深刻な状況にある。

「チーム学校」の実現や義務教育標準定数法改正は、アクティブ・ラーニングを実践するための国による公教育の条件整備である。さらに、いじめ・不登校など、複雑化する諸問題に対処できる学校経営が求められている。公教育の劣化を防ぐために、年々複雑化・増大化する業務に対応できる人材・人員の確保が不可欠となっている。具体的な施策としては、教員以外の専門職、例えば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、特別支援教育支援員、部活動指導員などを公費雇用によって積極的に配置し、教員の業務負担軽減を図ることがあげられる。

2014年9月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会として、「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が発足した。同省の政策立案を目的として、「チーム学校」の実施に向けての本格的な議論が同年11月から上記の作業部会において開始された。計17回におよぶ会議の結果、2015年12月に中央教育審議会答申『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』が出された。同答申の12頁に、「チームとしての学校」像として、以下のように述べられている。「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」。「定義」と明言していないものの、これが中央教育審議会答申における「チーム学校」の定義であるといえよう。上記の引用文では「学校図書館」という言葉が用いられていないが、「学校の資源」という語句から、人的資源や蔵書等を含め、学校組織と学校図書館が一体化されたマネジメントも

読み取ることができる¹⁰⁾。さらに、同答申において、「学校図書館は、読書活動の推進のために活用されることに加え、例えば、国語や社会、美術等様々な授業等における調べ学習や新聞を活用した学習活動等で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場」(答申『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』35頁)と述べられている。日々の授業における学習活動と有機的に連関した学校図書館の役割が期待されている。

「従来・現在の学校」と「チームとしての学校」の特徴を比較した対照表が表1である。なお、「従来」「現在」の学校に係る記述は、学校に対するステレオタイプの批判を表しているものであり、具体の学校、あるいは、全ての学校を念頭に記述しているものではない(答申『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』14頁)と説明している。「チームとしての学校」の主な特徴として、教員と教員以外の専門職との協働、アクティブ・ラーニングやカリキュラム・マネジメントの推進などが挙げられる。

表1 従来・現在の学校像と「チームとしての学校」像の比較

	従来	現在	チームとしての学校
授業	教員による一方的な授業への偏重	変化する社会の中で、新しい時代に必要な資質・能力を身に付ける必要	アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善
教員の業務	学習指導、生徒指導等が中心	学習指導・生徒指導に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況	専門スタッフ等との協働により、複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念
学校組織運営体制	鍋ふた型の教職員構造 担任が「学年・学級王国」を形成	主幹教諭の導入等の工夫 学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造	カリキュラム・マネジメントを推進 多様な専門スタッフが責任を持って学校組織に参画して校務を運営
管理職像	教員の延長線上としての校長	主として教員のみを管理することを想定したマネジメント	多様な専門スタッフを含めた学校組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要
地域との連携	地域に対して閉鎖的な学校	地域に開かれた学校の推進	コミュニティ・スクールの仕組みを活用 チームとしての学校と地域との連携体制を整備

出所：中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（作業部会事務局作成）」(14頁)をもとに筆者作成 URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afidfile/2016/02/05/1365657_00.pdf 2017年8月1日最終確認

3 「チーム学校」と関連法規の改正

国の教育政策としての「チーム学校」を推進するためには、立法措置が必要である。2017年3月、義務教育標準定数法改正の法案が国会で可決され、同年4月、改正学校教育法が施行された。学校教育法第37条14項「事務職員は、事務に従事する」という規定が、「事務職員は、事務をつ

かさどる」となった。これは、専門職としての事務職員の位置づけを意図した法改正である。立法者意思については、松野博一文部科学大臣（当時）が国会において以下のように答弁している。

「校長や教頭による学校マネジメントが十分に機能するためには、学校組織において唯一の総務、財務等に通じる専門職である事務職員の役割は極めて重要であると考えております。今回の事務職員の職務規定の見直しにより、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任を持って処理することとなり、事務職員に期待される役割はますます高まるものと考えております」¹¹⁾。

日本の初等・中等教育の学校現場では、教員が事務労働を担うことが多く、教材研究（授業準備）などに専念できない状況がある。事務職員の増員とともに、法における職務規定の見直しにより、教員の労働環境の改善を図ることが意図されている。

法令用語の「つかさどる（掌る）」であるが、「公の機関又はその職員が、一定の仕事を自己の担当事項として処理すること」¹²⁾となっている。ひるがえって、学校図書館法の場合、同法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されている。同法第6条「専ら学校図書館の職務に従事する職員」が学校司書と規定されている。法令用語の「従事する」であるが、「掌る」と規定される「職員よりも下級の職員の職務内容を表す」¹³⁾場合、この語が多用される。あくまでも「掌る」「従事する」という職務内容を規定する法令用語から判断する限り、司書教諭よりも学校司書の方が下級職員という位置づけになっている。学校教育法改正の際、同法における事務職員と同様に、学校図書館法も改正し、学校司書も「専ら学校図書館の職務をつかさどる（掌る）」と改正すべきであったと考える。

その他、2017年4月、学校教育法施行規則第65条の改正により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの職務が省令で規定された。前者は「学校における児童の心理に関する支援に従事する」、後者は「児童の福祉に関する支援に従事する」となり、学校司書と同じく、「従事する」職員としての位置づけである。

今回の義務教育標準定数法改正は、教職員の基礎定数の改善である。財務省は、明確なエビデンスに基づく適切な教職員定数の検討（検証）を文部科学省に求めてきた。しかし、文部科学省は、これに反発し、法改正に踏み切った。なお、今回の改正は学校司書の増員を特に意図したものではない。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育（通級指導など）及び外国人児童・生徒担当教職員等の配置促進をめざした立法措置となっている。

次に、「チーム学校」が直面する課題、学校現場における教員と教員以外の専門職との協働をめぐる主な論点をみていくことにする。

4 多種多様な専門職による協働をめぐる主な論点

紅林は、日本の特別支援学校において実際にあった事例を検討しながら、「チーム学校」が直面する課題を明らかにしている¹⁴⁾。事例の概要は以下の通りである。授業中の教室に吸引が必

要な子どもが存在し、担任教員（経験年数が浅い新任教員）の判断ではなく、看護師独自の判断で吸引を行わせた。このような対応について、教員の判断に基づきながら（最初に看護師が教員に伺いを立てる）、吸引すべきであったという指摘（指導）が別の教員（新任教員を指導する教諭）からなされた。この事例について、紅林は「リスクマネジメントが重要課題になっている現在、教育の論理だけで対応することは安全への対応として十全とは言えません」¹⁵⁾と分析している。教員に対する相談・連絡は必要であるが、緊急を要する場合、専門職としての看護師の自律性を尊重すべきである。例えば、食物アレルギーを持つ子どもに対する給食指導（食育指導）は、栄養教諭・管理栄養士・養護教諭以外に学校医の専門的判断が必要である。各学校に安全配慮義務が課せられており、子どもの生死に関わる重大事故を未然に防止するためにも、リスクマネジメントの視点に立脚しなければならない。

荊木らは、教員と教員以外の職種（例 スクールカウンセラー）との協働を「専門性協働」、教員同士の協働を「均質性協働」と名付け、概念規定を行った¹⁶⁾。「専門性協働」の場合、異なる養成課程や職業観を持つという特徴があり、役割が固定している。一方、「均質性協働」の場合、ほぼ同じような養成課程であり、柔軟に役割を変えることができる。

司書教諭と学校司書の関係にあてはめて考えてみると、「専門性協働」と解釈できる。しかし、司書教諭と教員免許・司書資格の両方を有する学校司書が併置された場合、「均質性協働」という解釈も可能である。さらに、日本の公立学校の場合、専任司書教諭ではなく、兼任司書教諭の配置が圧倒的多数を占めており、学校司書が学校図書館の実務の中心を担っている場合が多い。「専門性協働」あるいは「均質性協働」の如何を問わず、丸山が指摘するように「協働の過程には職種間葛藤が伴う」¹⁷⁾のである。特に、職域の分離が明確になっていない二職種配置（司書教諭と学校司書）の学校図書館の場合、それが顕著である。

スクールカウンセラーなど、教員以外の専門職の存在が社会的に徐々に認知され、日本の数多くの学校に配置される施策が次第に整備されてきた。しかし、教員を対象としたヒアリング調査を行った大澤によれば、教員側の意識に以下のような問題点があると指摘している。

「連携・協力の相手として各種の専門家が教員の意識にのほりにくい理由は、所定の手続きを踏まないと相談ができないことや、すでに学校に入っている場合でも不定期であるということであった。それとは反対に定期的なので相談の内容や時期が限定され、関わりも限定された形になるという話も聞かれた。制度不備などの問題はあってもその相談の機会を十分に活用できず、専門家が未だ遠い存在である理由の1つは、教員の養成・研修の過程でスクールカウンセラーなどの仕事や役割を理解する機会が少なく、連携・協力の意味や有効性を実感した経験がないことにある」¹⁸⁾。

公立学校に配置されるスクールカウンセラーの場合、複数の学校を兼務（巡回）するのが一般的である。学校司書の場合、公立高校では専任（常勤）の事例は多いが、小・中学校の場合、複数の公立学校を兼務する場合がある。2016年度の文部科学省による「学校図書館の現状に関す

る調査」の結果によれば、公立学校の場合、常勤の学校司書の配置率は、小学校 12.1%、中学校 13.6%、高等学校 55.4%となっている¹⁹⁾。公立の小・中学校における常勤の学校司書の配置率は非常に低い。

スクールカウンセラーの職能に関して、教員側からの批判がある。元中学校教員の赤田は、スクールカウンセラーの問題点に関して以下のように指摘する。スクールカウンセラーという「職能からすれば、問題が生じて心理主義的な立場から児童・生徒個人々の環境や生育過程にのみ求めがちであり、集団の中での児童・生徒同士の関係性の問題が置き去りにされていく傾向もある」²⁰⁾。子どものいじめ問題を解決するさい、赤田が指摘した点は重要であるが、心理学的に子どもの生育過程を客観的に分析する視点も重要ではなからうか。コンサルテーション（助言・援助）の基本的役割は、「特定の専門職が職業上の必要性から、他の専門性を持つ専門職に相談すること」²¹⁾である。複数の専門職によって、多角的な視点で問題を分析する行為が重要である。

ひるがえって、学校図書館の場合、一般の教員と図書館職員との間に見解が衝突する可能性がある。具体的に言えば、「表現の自由」「図書館の自由に関する宣言」をめぐる考え方の相違である。坂田は以下のように指摘する。

「意識的か無意識かは別として、教員の多くは、「児童又は生徒の健全な教養を育成すること（引用者注 学校図書館法第2条）」と、表現の自由、“図書館の自由に関する宣言”の徹底した尊重の衝突可能性を感じ取っている。児童・生徒の「健全」な発達のためには、成長段階に応じて読むべきではない書籍が存在する。児童・生徒の安全を確保するためには、プライバシー権の尊重よりも優先すべきことがある。学校、教職員は、多様な場面でこの種の判断を下さなければならない。学校現場は、教職員によるこの視点からの介入を「教育的配慮」と呼び、子どもの成長・発達のための必要な行為、ある種当然のことと受け止めている」²²⁾。

1980年代初頭に起きた愛知県公立高校における学校図書館禁書問題、近年の島根県の公立小学校における漫画『はだしのゲン』の閲覧制限など、学校図書館における「図書館の自由」に関する問題（事件）は枚挙にいとまがない。同種の問題は、学校図書館において今後も発生する可能性が十分ありうる。職階・職域をこえた、学校現場における教職員同士による真摯な議論、熟慮に基づいた判断が求められる。

学校における教育活動をめぐって、教員同士の意見交換が、「個人が直面する具体的な困難や問題に本当に踏み込んだものであるとは限らず、実質を持たない形式的な同調へ転化」²³⁾する傾向もある。これは先述した教員同士による「均質性協働」の問題点である。異職種専門職による協働の場合、業務の質の向上が期待でき、広い視点で教育活動を見直すことが可能となる。

日本の学校文化の特徴は、学習指導と生活指導が一体化した、児童・生徒に対する指導が各教員にもとめられている点にある。教員以外の多種多様な専門職による「支援」「サービス」によって、子どもの自己実現等を保障するための道筋を提供するのが「チーム学校」の目標であると考えられる。先述した特別支援学校の事例が示すように、教員中心主義の日本の伝統的な学校文化が、

教員以外の専門職参入を受け入れ難くしている。教員と教員以外の専門職との間における上意下達関係を脱却しなければ、校内における多種多様な専門職による協働は有効に機能しないであろう。

戦後日本における学校経営の特質は、校務分掌という方式によって、担当者（担当教員）を校長が決定してきた。「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」（学校教育法 第37条）という規定に基づきながら、校長権限によって、個々の教職員に教務、進路、生徒指導などの各種の校務を充ててきた。必ずしも適材適所の校内人事を行ってきたわけではない。アメリカの学校のように、伝統的に多種多様に分化した専門職が配置され、職務（job）を遂行するという学校経営のスタイルとは全く異なる²⁴⁾。例えば、日本の公立学校における部活動の場合、専門知識や経験を全く有しない教員による運動部指導が日常的に行われ、それが容認されてきた。学校図書館にしても、司書教諭資格を有していない教員が係教諭として学校図書館を担当し、あるいは司書資格を有していない事務職員が学校図書館を担当する場合もあった。

現在の日本の場合、法的根拠のある学校図書館職員は司書教諭、学校司書の二職種である。2014年の学校図書館法改正によって、学校司書の配置が努力義務化され、司書教諭との協働が法制度上認識されたといえる。司書教諭・学校司書の二者による協働に加えて、教科教諭（担任教諭）・司書教諭・学校司書の三者による協働、さらに特別支援教育支援員が参画する協働・連携もありうる。

学校図書館法改正によって、法的根拠が明確になった学校司書の役割や職能について、松浦は以下のように述べている。

「学校司書は学校図書室の管理のみを役割とすべきではない。学校という「子どもの成長の現場」に立ち会っているがゆえに、担任以上に長期にわたり、それこそ入学してから卒業するまでの、個々の子どもの読書履歴、学習履歴、そして興味関心の発展履歴を把握している。時に応じて個別に読書などのアドバイスを与え、子どもの知の地平を広げるきっかけを与える。（中略）長期にわたり勤務することで、子どもの成長に寄り添い、それを把握することのできる実に重要なポテンシャルを有する職能である」²⁵⁾。

教室における一斉授業を通して、学級集団（学習集団）の中の子どもの関わる教員と違い、学校図書館という「場」において、読書活動などを通して、個々の子どもの発達に関与する学校司書が期待される役割は重要である。この役割を果たすためには、専任・正規の学校司書が各学校において配置されることが必要条件となる。東京都の都立高校や三重県の公立学校の学校図書館の事例のように、民間企業に業務委託されると、教員と連携しながら、学校司書が長期的な視点で子どもに関わることは不可能である。

以上、「チーム学校」が直面する課題、学校現場における教員と教員以外の専門職との協働をめぐる主な論点などをみてきた。表1で示したように、「チーム学校」では、地域との連携も重要視され、学校図書館の地域開放などの取り組みが考えられる。学校図書館という「場」を利活

用し、教員以外の専門職が中心となって、子どもの自己実現や自立を支援する公立高校の実践を次に取りあげる。

5 「場としての学校図書館」の可能性

スクールカウンセラーの配置により、各学校に相談室が設置されるケースが増えたが、生徒から見るとそれは特殊な学校空間となっている。「すべての生徒に解放されているからといって、さまざまな生徒が数多く無制限に入室してくるということはなく、子どもから見ると相談室は学校内の異空間という特徴をもっている」²⁶⁾のである。「誰かが個室へ相談に行けば、LINE(ライン)で一気にうわさが流れる」²⁷⁾。すなわち、学校内の相談室へ行く行為自体、子どもにとって勇気がいることであり、恥辱である。このような相談室の問題点を克服すべく、学校図書館を活用し、子どもを支援する実践事例がある。神奈川県立田奈高校の図書館において、2014年から若者支援を専門とする外部のNPO団体との連携により、学校図書館内に無料で飲食可能なカフェ(名称「びっくりカフェ」)を週1回の頻度で開き、外部相談員2名(臨床心理士など)を配置した²⁸⁾。一般的な公立学校のように、個室の相談室にスクールカウンセラーが配置され、何か悩みを抱えた生徒が利用するシステム(事前予約制)と異なる²⁹⁾。生徒自身が、特に悩みを抱えていなくても(本人が自覚していなくても)、予約なしで気軽に利用できる場(相談員と気軽に会話できる場)としての学校図書館を生徒に提供している。この活動を通して、生徒の潜在的な情報ニーズ(悩みなど)を把握し、学級担任の教員をはじめ、様々な専門家への橋渡しをする。進路相談、キャリア支援、就労支援(アルバイトも含む)、生徒同士の人間関係、家庭問題など、生徒の相談内容は多岐に及ぶ。生徒同士の交流の場としても機能しつつ、学校図書館利用者の生徒が抱えた諸課題を解決するサービスを提供しているといえよう。現在は大学生ボランティアや市民ボランティアも参加しており、生徒の相談相手となっている。

田奈高校の実践事例は、内閣府の『平成29年度 子供・若者白書』においても紹介されている。学校図書館内に設置したカフェについて、同白書では以下のような指摘がなされている。「学校の普段のカリキュラムでは得られない地域の人々との触れ合いがあるなど、生徒と他者との関わりを拡大させ、学校外の社会の多様性を学ぶ場としての機能を有している。家庭、学校、地域社会以外の中間的な居場所を学校内に創出する取組は、若者の孤立を未然に防ぐ取組として有効であると考えられる」³⁰⁾。学校図書館の目的は、「児童又は生徒の健全な教養を育成すること」(学校図書館法第2条)である。その目的を達成する手段は、読書という行為に限定されるべきではない。学校図書館という「場」において、様々な属性を有する人間同士による対面コミュニケーションが子どもの健全な教養を育成する場合もある。司書教諭などの教員に限らず、学校司書、地域ボランティアなどとの対面コミュニケーションが子どもの人格形成に寄与する。

ところで、外部との連携事例ではないが、学校心理士・臨床心理士資格をもつ専任司書教諭が学校図書館(私立小学校)という場で、カウンセリングやコンサルテーションなどを実施する取り組みもある³¹⁾。この事例の場合、スクールカウンセラーが別途配置されているが、個室の相談室ではなく、学校図書館という「場」を活用して、司書教諭・担任教諭・スクールカウンセ

ラー・養護教諭等によるチーム援助が行われている。きわめて特殊な実践事例であるが、田奈高校と同様に、学校図書館の新たな役割とその可能性を示唆した。

6 おわりに

本稿において筆者は、「チーム学校」の基本的な理念を支持する立場で論述した。ただし、「チーム学校」を有効性のある教育政策として実施するためには、法整備のみならず、国の財政的措置が不可欠であり、教員以外の専門職を可能な限り、専任・正規の職員として、数多くの各学校に配置することが前提条件となる。同時に、少人数学級の推進や専任・正規の教員の増員という条件整備も必要である。条件整備に加えて、旧来の官僚的な学校組織から脱却できるかという点も重要である。それは、校長をはじめ、個々の教員の意識に大きく左右される。もちろん、各地方自治体の教育委員会の意識変革も必要である。また、大学における教員養成の段階において、「チーム学校」の意義を学ぶ機会を設けることも今後の国の教育政策上の課題といえよう³²⁾。それらが実施できないと、教育政策としての妥当性が問われると同時に、「チーム学校」は画餅に帰すであろう。

戸倉は、「チーム学校」における専門職の協働の在り方を考えるさい、学校司書のように、学校教育そのものや子どもの学校生活に直接関わる職と、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのように、家庭生活も含め、子どもの生活全般に関与する職を分けて考えることの必要性を説いている³³⁾。戸倉によれば、「チーム学校」が「子どもをめぐる多くの課題を学校に押しつけるように作用することも危惧される」³⁴⁾。時代と社会の著しい変化により、学校に求められる機能が肥大化した。「チーム学校」という発想は、従来型の学校組織のみで自己完結するのではなく、児童相談所などの公的機関との連携が必要である。明確な役割分担も求められ、機関同士による業務の連絡調整が必要となる。

従来の図書館情報学分野における学校図書館研究では、司書教諭・学校司書の二者協働、又は教員（教科教諭・担任教諭）・司書教諭・学校司書の三者協働が主要なテーマであった³⁵⁾。神奈川県立田奈高校の学校図書館の実践事例は、学校司書と協働・連携する新たなパートナーを活用した実践であり、「場としての学校図書館」の機能を打ち出した事例である。同高校の学校図書館は、スクールカウンセラーが常駐する校内の相談室と異なった緩やかな空間である。「学校の支配力から避難できる隙間的な居場所」³⁶⁾として機能し、それが生徒の心を開かせる要因となり、生徒と学校図書館（相談員）との間に、ラポールが形成されたのである。高橋によれば、「生徒が相談するために必要なのは、相談相手の職名や肩書きよりも交流の中で生まれる信頼である」³⁷⁾。筆者はスクールカウンセラーという専門職の存在理由を否定しないが、心理専門職の果たす役割とともに、相談の「場」の重要性を強調したい。学校図書館にカフェを設置する実践は、生徒自身の自己肯定感を高めさせ（獲得させ）、中途退学の抑止にもつながる教育的効果をもたらす取り組みといえよう。

教育社会学者のドレスマン（M. Dressman）は、学校図書館をフィールドとしたエスノグラフィを用いた実証的研究によって、学校図書館が潜在的に教室とは非常に異なった種類の教育

空間であることを明らかにした³⁸⁾。また、彼は、学校図書館が子どもに情緒的・心理的な安堵感を与えることも指摘した³⁹⁾。教育社会学や臨床心理学からのアプローチによる実証的研究が、学校図書館の新たな可能性を導くであろう⁴⁰⁾。「学習センター」「情報センター」「読書センター」以外に、学校図書館の果たす様々な役割が試されている。

注)

- 1) 丸山によれば、近年の社会学研究において、幅広い知的職業を含めながら、専門職の定義を行う傾向がみられる。すなわち、専門職は「抽象的知識を特定事例に応用する排他的な職業集団」である(丸山和昭「再専門職化の時代における教員養成の方向性」日本教育学会第76回大会、課題研究I「教師教育の改革動向をどう受け止めるか」2017年8月27日、桜美林大学、配付資料)。丸山が依拠する定義は、Abbottの専門職論である(丸山和昭「Andrew Abbottの専門職論：カウンセラーを中心に」『社会学年報』Vol.37、2008年、p.71-81)。しかし、多種多様な専門職同士の協働・連携が求められる「チーム学校」を検討する際、「排他的な職業集団」(下線は筆者)という捉え方はなじまないと筆者は考える。そこで、本稿では、専門職の定義を「抽象的知識を特定事例に応用する自律的な職業集団」とする。なお、中央教育審議会答申『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』においては、「専門スタッフ」で統一されており、「専門職」という表現は使われていない。
- 2) 主な先行研究として、以下の論文がある。青木栄一・廣谷貴明「チーム(としての)学校の政策過程がもたらしたインパクト」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第23号、2016年11月、p.162-169。学術研究の範疇に属さないが、「チーム学校(チームとしての学校)」を詳しく知るための解説書として、加藤による以下の著作がある。加藤崇英編『「チーム学校」まるわかりガイドブック』教育開発研究所、2016年。加藤は、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」の専門委員である。レビューとしては、以下の谷川らの論文がある。谷川至孝、鈴木麻里子、平阪美穂「「チーム学校」の研究動向と今後の研究への提言」『教育行財政研究』第44号、2017年3月、p.71-81(この論文は、教育分野の商業誌に収録された関連記事をレビューの対象としており、網羅性に欠けている)。
- 3) 水野治久「5章「チームとしての学校」の具体的展開」『児童心理学の進歩 2017年版』金子書房、2017年、p.95-p.115。水野論文では、過去10年間における心理学分野の主な学術論文をレビューしており、「チーム学校」という用語が登場する以前の関連する諸研究(例えば、学校現場におけるチーム援助などをテーマとした学術研究)を検討対象としている。その他、荊木・淵上による以下のレビューもある。荊木まき子・淵上克義「学校組織内の児童・生徒支援体制における協働に関する研究動向」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第151号、2012年11月、p.33-42(この論文では、「チーム学校」という用語を使用せず、学校組織内の教職員による協働に関する心理学分野の研究を中心にレビューしているが、教育学における文献も検討対象としている)。
- 4) 川瀬綾子、西尾純子、村上泰子、北克一「教育の情報化時代の「チームとしての学校」と学校図書館の役割」『図書館界』第69巻第2号、2017年7月、p.140-149。その他、教育学研究者の坂田による論文がある。坂田仰「第12章 チーム学校と表現の自由：学校図書館と図書館の自由の“距離”」坂田仰、河内祥子編著『学校図書館への招待』八千代出版、2017年、p.167-178。副題が示すように、坂田論文は、学校図書館における図書館の自由の自由を焦点をあてており、教員と教員以外の専門職との協働の問題について、踏み込んだ考察がなされていない。
- 5) 学校現場では、教員以外の専門職として、多種多様な職種が存在している。公立学校において配置数が多い代表例として、学校司書とスクールカウンセラーを本稿で主に取りあげる。現在、国家資格の名称・種類としての「学校司書」「スクールカウンセラー」は存在していない。学校司書の場合、学校設置者によって任用要件は様々であり、図書館法が規定する司書資格を有する者もいれば、そうでない者もある。今後は、文部科学省が2016年に提示した「学校司書モデルカリキュラム」によって、大学において養成が実施され、当該カリキュラムの科目履修者が任用要件となることが予想される。スクールカウンセラーの場合、臨床心理士資格(民間の財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認定)を有する者が多い。
- 6) 青木は、「チーム学校」と「チームとしての学校」を以下のように峻別している。「端的にいうならば、「チーム学校」は自民党に設置された教育再生実行本部の議論における用語であり、「チームとしての学校」は中央教育審議会、文部科学省の議論における用語である」(青木栄一「「チーム学校」政策の背景についての教育行政的解釈」『教育展望 臨時増刊』第62巻第6号、2016年7月、p.62)。「チーム学校」の出自が教育再生実行本部(後に教育再生実行会議を設置)の議論、「チームとしての学校」の出自は中央教育審議会及び文部科学省の議論である。現在は、立法府も行政府も「チーム学校」「チームとしての学校」の両者を併用している。
- 7) 国立教育政策研究所編『教員環境の国際比較：OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2013年調査結果報告書』明石書店、2014年、p.174-175。同調査によると、日本の中学校教員の40.2%が「図書館の教材が不足している、あるいは適切ではない」と回答している。調査参加国の回答平均値が29.3%であり、それを上回る結果となっている(同書 p.70)。この回答結果から、国際的にみても(教員の立場からみても)、日本における学校図書館の蔵書数が十分ではないという現状を指摘できる。
- 8) 『第187回国会衆議院文部科学委員会会議録』第2号、2014年10月17日、p.32-33。

- 9) 安藤知子「「チーム学校」政策論と学校の現実」『日本教師教育学会年報』第25号、2016年9月、p.33。
- 10) 2016年10月、文部科学省の学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議によって出された「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」の別添1「学校図書館ガイドライン」において、次のように述べられている。「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい」。(URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm 2017年8月1日 最終確認)
- 11) 『第193回国会参議院文部科学委員会会議録』第5号、2017年3月23日、p.14。
- 12) 角田禮次郎 [ほか] 編『法令用語辞典 第10次改訂版』学陽書房、2016年、p.561。
- 13) 同上、p.562。
- 14) 紅林伸幸「不可解な「チーム」：学校臨床社会学からみた「チーム学校」の可能性」『教育と医学』2016年6月号、p.14。
- 15) 同上、p.15。
- 16) 荊木まき子・淵上克義「学校組織内の児童・生徒支援体制における協働に関する研究動向」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第151号、2012年11月、p.34。
- 17) 丸山和昭「多職種協働の社会学から見たチーム学校政策」『学校事務』第68巻第5号、2017年5月、p.50。
- 18) 大澤克美「第4章 チームアプローチの可能性を切り拓く教育の意識転換」松田恵示 [ほか] 編『教育支援とチームアプローチ：社会と協働する学校と子ども支援』書肆クラルテ、2016年、p.51。
- 19) URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afidfile/2016/10/13/1378073_01.pdf (2017年8月1日 最終確認)
- 20) 赤田圭亮「工場化する学校：「チーム学校」の問題点から考える」『現代思想』第44巻第9号、2016年4月、p.103。
- 21) 鶴養美昭「教師へのコンサルテーション活動の現状と課題」『精神療法』第22巻第4号、1996年8月、p.46。
- 22) 坂田仰「第12章 チーム学校と表現の自由：学校図書館と図書館の自由の「距離」」坂田仰、河内祥子編著『学校図書館への招待』八千代出版、2017年、p.173。
- 23) 稲垣忠彦、久富善之編『日本の教師文化』東京大学出版会、1994年、p.149。
- 24) アメリカなど、諸外国の学校における教員以外のスタッフの配置状況等については、以下の文献が詳しい。研究代表者 葉養正明 [編]『平成24年度プロジェクト研究報告書 Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究(外国研究班)最終報告書』国立教育政策研究所、2013年。ちなみに、アメリカの学校では、「スクールカウンセラー(School Counselor)」以外に、「スクールサイコジスト(School Psychologist)」という名称の心理専門職が配置されている。両者の主な差異であるが、スクールカウンセラーの場合、診断のためのテスト、長期に及ぶ心理療法を行うことができない。土屋玲子「スクールサイコジスト」氏原寛 [ほか] 編『カウンセリング辞典』ミネルヴァ書房、1999年、p.342を参照。
- 25) 松浦執「第2章 教育支援と教育課題：社会に開かれた学びと学校」松田恵示 [ほか] 編『教育支援とチームアプローチ：社会と協働する学校と子ども支援』書肆クラルテ、2016年、p.33。
- 26) 丸山広人著『教育現場のケアと支援：場の力を活かした学校臨床』大月書店、2016年、p.248。
- 27) 「雑談から見つかる課題 高校に会話弾む「図書館カフェ」」『西日本新聞』2017年6月25日、朝刊。
- 28) 田奈高校における実践内容については、以下の文献を参照されたい。
 - ・高橋寛人「交流相談カフェの意義と効果：困難を抱える高校生に「居場所カフェ」を」『月刊高校教育』2017年8月号、p.32-35
 - ・高橋寛人編『神奈川県立田奈高校での生徒支援の新たな取り組み：図書館でのカフェによる交流相談を中心に(平成27年度 教員地域貢献活動支援事業報告書)』2016年、44p (URL:http://www.yokohama-cu.ac.jp/lc_center/academic/kyouin_chiikikouken/pdf/h27_tana_high_cafe.pdf 2017年8月1日最終確認)。これは高橋自身が田奈高校の学校図書館を参与観察した調査研究の報告書である。また、当事者(校長や学校司書など)による諸論稿も収録されている。
 - ・鈴木晶子、松田ユリ子、石井正宏「高校生の潜在的ニーズを顕在化させる学校図書館での交流相談：普通科課題集中校における実践のフィールドワーク」『生涯学習基盤研究』第38号、2014年3月、p.1-17。
 - ・石井正宏「なぜ、ひきこもり支援者は学校図書館を支援の場にしたのか：学校司書と若者支援者のコラボが生む可能性について」『図書館雑誌』第110巻第7号、2016年7月、p.422-423。石井は、若者支援(就労支援など)を専門とするNPO法人の代表理事である。
 - ・松田ユリ子「ブック・ストリート 学校図書館 第2.5の居場所」『出版ニュース』2017年9月、No.2458、p.18。松田は、神奈川県職員の学校司書であり、田奈高校における実践の中心的人物である。
 - ・田奈高校以外にも、神奈川県内の公立高校や大阪府の公立高校において、校内にカフェを設置し、生徒の居場所作りを行う取り組みがある(「校内に『居場所カフェ』：困難を抱える生徒を早期発見・支援へ 大阪府立長吉高校」『日本教育新聞』2017年6月26日)。カフェの設置場所は、必ずしも学校図書館に限定せず、各学校の事情に応じて、校内のフリースペースの場合もあるし、空き教室を活用する場合もある。なお、学校図書館の実践事例ではないが、福岡県久留米市立図書館においても、2017年6月から、田奈高校の学校図書館と類似する取り組みを開始した。国立国会図書館編集・発行の以下のメールマガジンを参照されたい。「久留米市立図書館における「こころの相談カフェ」の取り組み」『カレントアウェアネス-E』No.330、2017年8月10日配信。
- 29) 田奈高校の学校図書館における実践に関与した鈴木らは、従来個室におけるスクールカウンセラーによる

相談を「個別相談」、それに対して同高校における手法を「交流相談」と呼んでいる。「個別相談」の場合、クライアントとしての主訴が明確である。一方、「交流相談」の場合、それが漠然としている（前掲 28）鈴木晶子、松田ユリ子、石井正宏「高校生の潜在的ニーズを顕在化させる学校図書館での交流相談：普通科課題集中校における実践のフィールドワーク」p.3。「交流相談」という言葉自体は、臨床心理学の学術用語ではなく、造語である。

- 30) 内閣府編『平成 29 年度 子供・若者白書』日経印刷、2017 年、p.16。
- 31) 河合篤史「私立小学校における教育相談システム構築の試み：司書教諭の役割を持つ教師カウンセラーとしての活動を通して」『学校心理学研究』第 16 巻第 1 号、2016 年 12 月、p.47-55。
- 32) この点に関して、松野博一文科科学大臣（当時）は国会において以下のように答弁している。「今後、教員の養成段階では、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携、分担して課題に取り組むための、チーム学校への対応についても学ぶこととするための教育職員免許法施行規則の改正を予定しております」。『第 193 回国会参議院文部科学委員会会議録』第 5 号、2017 年 3 月 23 日、p.19。
- 33) 戸倉信昭「第 5 章 学校における職の階層化」教育政策 2020 研究会編『公教育の市場化・産業化を超えて』八月書館、2016 年、p.94。
- 34) 同上、p.94。
- 35) 最近の実証的研究として、以下の論文がある。庭井史絵「学校図書館員と教員による指導上の役割分担形成プロセス：学校図書館を利用した授業における協働の分析」『日本図書館情報学会誌』第 63 巻第 2 号、2017 年 6 月、p.90-108。
- 36) 前掲 26) p.248。
- 37) 高橋寛人「交流相談カフェの意義と効果：困難を抱える高校生に「居場所カフェ」を」『月刊高校教育』第 50 巻第 9 号、2017 年 8 月、p.34。
- 38) Mark Dressman, "Congruence, resistance, liminality: Reading and ideology in three school libraries", Curriculum Inquiry, Vo.27, No.3, 1997, p.311.
- 39) ibid.,p.311.
- 40) エスノグラフィーの手法を用いた最近の実証的研究として、以下の論文がある。渡辺暁雄、滝口克典「学校図書館の教育実践：山形北高「図書館講座」のエスノグラフィー」『東北公益文科大学総合研究論集』第 22 号、2012 年 7 月、p.107-137。

参考文献

- (1) 鶴養美昭「学校教育におけるコラボレーション：教職員の関係とコラボレーション」『現代のエスプリ コラボレーション：協働する臨床の知を求めて』No.419 号、2002 年 6 月、p.84-92。
- (2) 服部有希「教職員定数と義務標準法の改正」『調査と情報』No.945、2017 年 3 月、p.1-11。
- (3) 黒川直秀「「チームとしての学校」をめぐる議論」『調査と情報』No.947、2017 年 3 月、p.1-13。
- (4) 竹内健太「教職員定数の計画的な改善と「チーム学校」の実現」『立法と調査』No.390、2017 年 7 月、p.20-35。
- (5) 藤原文雄編著『事務職員の職務が「従事する」から「つかさどる」へ』学事出版、2017 年、111p。

